

金融危機に対する会計基準の対応

1. 対応の概要

新聞等では「時価評価の凍結」等と総称されているが、その内容は概ね以下に分類できる。

(1)時価評価の基準

流動性を失った有価証券の評価方法の明確化。日米欧の各会計基準設定者がともに対応済み。例えば、流動性が乏しくなった場合、たまたま市場で成立した価格よりも、モデルによる評価価格の方が適切な場合もあることを確認したものの。

(2)有価証券の保有目的区分の振替

売買目的有価証券(P/Lで時価評価)から、その他有価証券¹(P/Lを通さずB/Sに評価差額を直入、減損テストは行わない)または満期保有目的有価証券^{2 3}(時価評価せず償却原価法適用、減損テストは行わない)へ振り替える。米国会計基準は以前から「稀な場合には」振替を認めており、EU経済・財務相(ECOFIN)理事会が米国会計基準に合わせるよう、国際会計基準審議会(IASB)に要求し、IASBは対応済み(10月13日)。我が国の企業会計基準委員会(ASBJ)は、IASBが対応した点のほか、すでに米国会計基準及び国際会計基準ではその他有価証券から満期保有目的有価証券への振替が認められている点も加えて対応中。

なお、IASBは振替基準変更を7月1日から遡及適用可能とした。ドイツ銀行はこれを利用し、第3四半期に振替を実施。税引き前利益825百万ユーロと発表したが、振替を行わなければ845百万ユーロの評価損計上が必要だったとしている。ただし、欧州の主要銀行が全て第3四半期に振替を行ったわけではない。

- 1 欧米では売却可能証券(available for sale)と呼ばれる。
- 2 欧米では、その他有価証券から満期保有目的有価証券への振替は、以前から認められているが、日本基準では認められていない。
- 3 国際会計基準では、固定又は決定可能な支払額と満期があり、活発な市場での公表価格がないものを分類する「貸付金及び債権」というカテゴリーがある。会計処理は満期保有目的と同じ。IASBの対応は、売買目的又は売却可能に分類される金融資産について、貸付金及び債権への振替を認めることも含まれている。上記、ドイツ銀行の決算では、この方法が採用された。

(3)減損処理の緩和等

EC(EUの政府機構)は10月27日付文書でIASBに次を追加要求。

フェアバリューオプション 適用有価証券のその他有価証券または満期保有目的有価証券への振替を認める。

ALM等の観点から、企業が当初に時価評価を選択するもの。金融資産だけでなく、金融負債も対象に出来る。

合成CDOに含まれるオプションの分離評価をやめる。

その他有価証券の減損テストを満期保有目的の有価証券に合わせて緩和する。

「簿価 - 時価」から「簿価 - 将来キャッシュフローの割引現在価値」に変更するよう求めている。

その他有価証券に含まれる株式を減損(P/Lを通す)したが、その後、価格が回復した場合、P/Lを通して戻入れする(現在はP/Lは通さない)。

上記要求のうち は米国会計基準に合わせるものだが、それ以外はEU独自の要求。EU内の一部の国の政治的圧力による要求との見方もある。

(4)株式

現在、主に債券やデリバティブを中心に上記(1)~(3)が議論されているが、一部には株式の時価評価も緩和すべきとの意見がある。

(5)ディスクロージャー

金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum : FSF)は2008年4月に「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書」を発表、G7財務大臣・中央銀行総裁会議はこれを承認。その中で、IASBに対して次の3点の対応を要請した。

オフバランスシート項目開示の充実。

流動性のない市場における時価評価に関するガイダンスの拡充。

評価、評価手法及び評価に伴う不確実性に関する開示の向上。

金融市場の監督及びサーベイランスに関する情報交換と国際金融の安定促進を目的として、G7により1999年に創設。各国の金融当局に加えて、パーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構(IOSCO)等の市場監督者がメンバー。

IASBはこのうち、 は既存のプロジェクト(「連結」、「認識の中止」)の加速化で対応中、 は上記1.(1)のとおり対応済み、 は10月15日に国際財務報告基準(IFRS)第7号「金融商品：開示」の改訂公開草案「金融商品の開示の改善」を公表、コメント募集は12月15日まで。

(6)金融サミットの声明文

11月15日に行われたG20による金融サミット声明文には「世界の主要な会計基準設定主体は、特に市場の混乱時における、複雑な流動性のない商品の価格評価も考慮に入れて、証券の価格評価のガイダンスを強化するための作業を行う。」という文言がある。これが具体的に会計基準にどのような影響を与えるかは現時点では不明。

2. 対応の背景

(1)理論的問題

時価会計は景気循環を増幅する(pro-cyclical)と言われる。好景気の時は保有証券の時価が上昇し、これに伴い自己資本も増加するので新規投資に積極的になれる。反対に不況の時には、保有証券の時価低下は自己資本の低下を招き、リスク許容度が低下するので保有証券の売却、自己資本の調達を招き、これがさらに証券価格を低下させるという悪循環に陥る。こうした景気循環増幅性は金融機関において特に顕著である。

この問題への対応は規制当局が銀行等の自己資本規制を通じて行うべきとの見方がある一方、会計基準も一定の対応をしても良いのではないかと考えもある。

(2)金融資産・金融負債評価の長期的目標

IASBは、長期的には全ての金融資産・金融負債を時価評価するのが望ましいとしている。これに対しては、現在のような保有目的別評価はそれなりの合理性があり、今後も維持すべきとの見解がある。また、金融資産・負債を時価評価する場合、それを純利益に含めるのか、資本直入(評価・換算差額等に繰入れ)するのも意見が分かれる。また、金融負債の時価評価については、とりわけ金融機関等についてはALMの観点から合理的であるとの見方がある一方、次のような問題点が指摘されることがある。

金融負債は債権者から見ればその契約上の金額を返済できるかどうかの問題なので、時価評価には馴染まない。

格付が下がると負債の時価が低下し、結果として自己資本が増えるというパラドックスが生じる。

事業用資産をファイナンスするための負債の場合、借換えが常態化している。やがて借り換えるものを途中で評価しても意味が無い(累積評価差額は負債償還時には相殺されてゼロになる)。

種々の評価方法が混在するので、mixed bag approach(ごちゃまぜ法)と揶揄されることもある。

3. 対応の是非についての論点

(1)対応を是とするもの

- ・時価会計は効率的市場における合理的な価格形成を前提としており、これが長期にわたり大幅に阻害されている時には緊急避難的な対応も適切といえる。
- ・自国の金融機関の業績が他国に比べて厳しく評価されないように、会計基準で対応すべきである。
- ・今のままだと金融機関の決算が厳しくなり、信用不安が助長される。会計基準も社会的・経済的厚生を増大のために存在するのだから、pro-cyclicalityを踏まえて何らかの対応は当然である。

(2)対応を非とするもの

- ・時価会計によって金融・資本市場の透明性が確保でき、不良資産の認識・処理が促進される面もあり、会計基準を相場動向によって改変すべきではない。
- ・時価会計の後退は会計基準や金融・資本市場への不信感を増幅し、さらに事態を悪化させる。
- ・銀行の自己資本比率に影響するというのなら、会計基準ではなく自己資本比率規制自体を見直すべきであり、会計基準にツケを回すのは本末転倒である。

以上